

履修規程

看護学科

第1章 総則

(目的)

第1条 この規程は、学校法人大阪滋慶学園 美作市スポーツ医療看護専門学校学則（以下、「学則」という。）第23条、第24条及び第25条に基づき、授業科目の履修、成績評価の方法等について定めるものとする。

(履修方法)

第2条 授業科目並びに授業時間数は学則別表 1-1、1-2、1-3、1-4 のとおりとし、学生は全ての科目を履修し、単位を修得しなければならない。

(卒業に必要な単位数)

第3条 看護学科では、卒業要件に必要な105単位を取得した者に対し、卒業判定会議の議を経て卒業を認定する。

2 柔道整復スポーツ学科では、卒業要件に必要な177単位を取得した者に対し、卒業判定会議の議を経て卒業を認定する。

3 介護福祉学科では、卒業要件に必要な99単位を取得した者に対し、卒業判定会議の議を経て卒業を認定する。

4 日本語学科では、卒業要件に必要な70単位を取得した者に対し、卒業判定会議の議を経て卒業を認定する。

第2章 履修申請

(履修許可)

第4条 学生は、その年度に履修しようとする授業科目を履修申請書により学校長に申請し、許可を得なければならない。

(履修申請)

第5条 履修申請書は、毎年学校長が定める期間に提出しなければならない。

2 正当な理由がなく、所定の期間内に履修申請書

を提出しない者は、履修を許可しない。

3 既に合格または単位認定を受けた授業科目を再度履修することはできない。

(実習科目履修の倫理的配慮)

第6条 各臨地実習を履修する際の倫理的配慮に関しては、「臨地における倫理的配慮に関する規程」に定める。

(臨地実習科目の履修要件)

第7条 看護学科について各臨地実習を履修するためには、原則として以下の科目履修条件を満たしていなければならない。

実習項目	履修のために必要な単位習得
基礎看護学実習Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ
老年看護学実習Ⅰ・Ⅱ	基礎看護学実習Ⅰ、基礎看護学実習Ⅱ
成人・老年看護学実習 小児看護学実習 母性看護学実習 精神看護学実習 地域・在宅看護論学実習 看護の統合と実践実習	2年次までのすべての看護学実習科目を履修していること ※ただし、小児看護学実習・母性看護学実習については、実習進度上、老年看護学実習Ⅱより先行する場合がある

2 科目の単位が未認定で、臨地実習に必要な知識や技術の修得の程度が極めて低いと判断された者については、履修認定会議の議を経て、患者の権利の保障や医療安全面等から臨地実習が認められない場合がある。この場合は当該実習の単位は未認定となる。

第3章 成績評価および単位認定

(成績評価等)

第8条 成績の評価は学則第23条に定めるところにより、試験のほか、学業の状況を勘案して行う。

2 成績は、優・良・可・不可の評語をもって表し、その評価基準は次のとおりとする。ただし、再試験で合格の場合はすべて可の表記とする。

優：80点以上

良：80点未満70点以上

可：70点未満60点以上

不可：60点未満

3 入学前の単位を認定された場合は、評価欄には「認」と表記する。

4 複数の教員又は講師が担当する科目については一の試験で成績を評価する。その配点比率は担当する授業時間の割合による。

5 本課程では海外の大学等に留学する場合など、必要に応じてGPA制度による評価を行う。

GPAは1単位あたりの平均値を意味し、その算出方法は以下の通りである。

(1) 第2項の評語を以って表した評価を5段階評価(A, B, C, D, F)に置き換え、その評価を5から0までの点数(GP:Grade Point)に置き換える。

(2) 置き換えた点数(GP:Grade Point)に履修した科目の各単位数を掛け合わせ、その掛けた数の総和(GPT:Grade Point Total)を履修科目の各単位数の合計で割る。

4段階評価	
評点	評語
80点以上	優
80点未満70点以上	良
70点未満60点以上	可
60点未満	不可

↓ 置き換え

5段階評価		
評点	評語	GP (Grade Point)
90点以上	A	4
90点未満80点以上	B	3
80点未満70点以上	C	2
70点未満60点以上	D	1
60点未満	F	0

(単位認定)

第9条 科目に対する単位を修得するためには、次に掲げるすべての条件を満たしていなければならない。

- (1) 履修登録が正規に行なわれていること
- (2) 試験結果が可以上であること。ただし、授業時間数の3分の1以上の欠課がある場合は、それを補う補講を受けない限り試験を受けることができない。

(入学前の既修得単位の認定)

第10条 学則の第18条により、学生本人からの申請に基づき、履修認定会議にて入学前の修得単位の認定の可否を審議する。

- 2 履修認定会議に関する事項は「会議規程」に定める。
- 3 単位が認定された者について、学校長が「単位認定書」を交付する。
- 4 「単位認定書」に記載した科目は、成績証明書並びに学籍簿では「認」と表示される。

第4章 試験

(試験)

第11条 試験は履修許可を得た科目についてのみ受けることができる。

- 2 試験は各科目終了時に実施する。
- 3 試験の方法は、筆記、口頭および実技とする。

(追試験)

第12条 追試験は、定期試験の受験資格を有するものが、疾病その他の正当な事由により当該試験を

受験できないときに、あらかじめ欠席届および事由証明書（診断書、第三者証明書）等を提出し学校長から正当な理由として認められた者に対し行う。

- 2 前項の規定により追試験を受けようとする者は、翌登校日に試験願（様式 12）を提出しなければならない。
- 3 追試験の成績は素点の 80%を評価点とする。

（再試験）

- 第13条 定期試験において、試験成績が不合格（60点未満）の科目については再試験を受けることができる。
- 2 前項の規定により再試験を受けようとする者は、本人に成績を通告した日から原則として2日以内に再試験願（様式 12）を提出しなければならない。
 - 3 再試験は一回限りとする。再試験においても60点未満の場合はその科目の単位は認定されない。
 - 4 再試験の成績は、素点が60点を超えても評価点は60点とする。

（追臨地実習）

- 第14条 病気その他の正当な理由により、臨地実習を3分の1以上欠席した時は、その届出がある場合に限り、追臨地実習を行うことができる。
- 2 追臨地実習を希望する者は、欠席後最初に登校した日から原則として2日以内に追実習願（様式 12）を提出しなければならない。
 - 3 追臨地実習は原則として長期休暇中（春・夏のみ）に行い、各休暇1科目とする。

（再臨地実習）

- 第15条 実習評価が60点に達しない場合は、履修認定委員会の議を経て、その必要性が認められた場合に限り、一回にかぎり再臨地実習を行うことができる。
- 2 前項の規定により再臨地実習を受けようとする者は、本人に成績を通告した日から原則として2

日以内に再臨地実習願（様式 12）を提出しなければならない

- 3 再臨地実習の成績は合格点に達した場合は素点によらずすべて60点とする。
- 4 再臨地実習は原則として長期休暇中（春・夏のみ）に行い、各休暇1科目とする。

（試験時の不正行為）

第16条 受験中不正行為をした者は、当該学期の履修全科目を無効とし、さらに学則により停学、または退学処分とされることがある。

- （1）不正行為が単純であると認められる場合には、訓告に処し、原則としてその年度の当該授業科目を無効とする。
- （2）不正行為が悪質であると認められた場合には停学処分とし、当該年度の全科目を無効とする
- （3）不正行為が二度に及んだ場合には、学則第28条に該当するものとみなし、懲戒する。

附 則

この規程は平成30年4月1日から施行する。
この規程は令和 2年4月1日から施行する。
この規程は令和 3年4月1日から施行する。
この規程は令和 4年4月1日から施行する。
この規程は令和 6年4月1日から施行する。